

第24回日韓青少年夏季スポーツ交流 実施要項
 =スポーツ庁国庫補助事業= <日韓共同未来プロジェクト>

1. 目的

2002年ワールドカップ・サッカー大会の日韓両国の共同開催決定を機に、幅広い年齢層を対象に各種のスポーツ交流を実施することによって、日韓両国の親善と友好をより一層深め、更には両国のスポーツの振興を図ることを目的とする。

2. 交流方式

日韓両国の団員が互いの国を訪問し、様々な交流を行う相互交流方式。

3. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会

4. 共催

公益財団法人兵庫県体育協会、公益財団法人広島県体育協会
 公益財団法人日本サッカー協会、公益財団法人日本バレーボール協会
 公益財団法人日本バスケットボール協会、公益財団法人日本卓球協会
 公益財団法人日本バドミントン協会、公益財団法人日本中学校体育連盟

5. 後援

兵庫県、広島県、兵庫県教育委員会、広島県教育委員会、兵庫県中学校体育連盟、
 広島県中学校体育連盟、広島県小学生体育連盟、明石市、明石市教育委員会、
 加古川市、加古川市教育委員会、姫路市、姫路市教育委員会、三木市、三木市教育委員会

6. 実施競技・人数

5競技/日韓両国選手団共通（競技名・競技別の人数構成は以下のとおり）

競技	サッカー	バレーボール	バスケットボール	卓球	バドミントン	本部役員	合計
小学生(男子)	20	12	12	6	6	—	56
小学生(女子)	—	12	12	6	6	—	36
中学生(男子)	20	12	12	6	6	—	56
中学生(女子)	—	12	12	6	6	—	36
指導者(小学生)	2	3	3	3	3	—	14
指導者(中学生)	2	3	3	2	2	—	12
本部役員	—	—	—	—	—	8	8
合計	44	54	54	29	29	8	218

※派遣交流：サッカー及びバレーボール競技は兵庫県体育協会、残り3競技は広島県体育協会がそれぞれ推薦する。

※受入交流：5競技全て兵庫県体育協会が推薦する。

7. 交流内容

【派遣交流】

(1) 期間 2020年8月8日（土）～14日（金）7日間

(2) 日本選手団：218名

1) 選手：184名

① 2020年4月1日現在、派遣実施都道府県内で活動する小学校5・6年生および中学生（実施競技団体に所属する者、2020年度日本スポーツ少年団登録団員（登録見込者を含む）など）で、派遣実施都道府県体育・スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者

※但し、上記条件において参加者が定員に満たない場合に限り、日本スポーツ協会及び派遣実施都道府県体育・スポーツ協会が協議の上、参加者を決定することができる。

② 交流期間中の各種活動への参加に支障がなく、国際交流において日本代表としてふさわしい態度・行動を取れる者

2) 指導者：26名

① 派遣実施都道府県内で活動する指導者（実施競技団体に所属する者、2020年度日本スポーツ少年団登録指導者（登録見込者を含む）など）で、派遣実施都道府県体育・スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者

- ② 年齢は40歳迄の者が望ましい
 - ③ 交流期間中の各種活動への参加に支障がなく、国際交流において日本代表としてふさわしい人格・見識を有する者
 - ④ 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者が望ましい
- 3) 本部役員：8名
- ① 日本スポーツ協会役員、評議員、委員会委員および職員
 - ② 受入実施都道府県体育・スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者

(3) 会場 大韓民国 全羅北道

(4) 経費

日本選手団参加料：一人1万円

- 1) 日本スポーツ協会負担経費：
 - ・指定集合・離散場所と国内利用空港（宿舎）間の交通費
 - ・前泊・後泊の必要性が生じた際の宿泊費・食事経費
 - ・渡航費
 - ・海外旅行保険の加入に係る経費
 - ・日本選手団ユニフォーム作成費（競技用ユニフォームは各自手配すること）
- 2) 大韓体育会負担経費
 - ・日本選手団の韓国滞在に係る宿泊・食事・国内移動等の経費
- 3) その他：以下の経費は参加者が負担する
 - ・自宅から所属都道府県体育・スポーツ協会が指定する集合解散場所までの移動経費
 - ・パスポートの取得に関する経費
 - ・個人に係る諸経費（電話代、ルームサービス代等）

【受入交流】

(1) 期間 2020年8月16日（日）～22日（土）7日間

(2) 韓国選手団：218名

- 1) 韓国の初等部、中等部（11歳～15歳）の生徒 184名
- 2) 韓国指導者 26名
- 3) 韓国本部役員 8名

(3) 日本選手団：218名

- 1) 選手：184名
※参加資格については、派遣交流の項に記載の内容と同一とする
- 2) 指導者：26名
※参加資格については、派遣交流の項に記載の内容と同一とする
- 3) 本部役員：8名
※参加資格については、派遣交流の項に記載の内容と同一とする

(4) 会場 日本 兵庫県

(5) 経費

- 1) 日本スポーツ協会負担
主に下記の経費を負担する。なお、交流の実施に係る基本的業務は、日本スポーツ協会から受入交流実施都道府県に委託し、経費処理の要項は別に定める
 - ・両国選手団の宿泊費・食事経費
 - ・両国選手団の公式プログラム中の移動経費
 - ・文化探訪等施設入場料等
 - ・各種レセプション・関係会議開催経費
 - ・競技会の運営・使用に係る経費
 - ・その他交流の実施に係り日本スポーツ協会が認めた経費
- 2) その他：以下の経費は参加者が負担する
 - ・自宅から受入実施都道府県体育・スポーツ協会が定める集合場所、あるいは自宅から日本スポーツ協会が指定する駅までの移動に係る経費
 - ・個人に係る諸経費（電話代、ルームサービス代等）